



2020年5月15日

各 位

会社名 株式会社プロスペクト  
代表者名 代表取締役社長 田 端 正 人  
(コード：3528 東証第2部)  
問合せ先 総務部長 竹谷 治 郎  
(TEL：03-3470-8411)

## 当社主要株主による臨時株主総会の付議議案及び 定時株主総会の株主提案に対する当社取締役会の反対意見に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社主要株主である伸和工業株式会社及び西村浩氏（以下「本株主」といいます。）により招集される予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の全ての付議議案、並びに本株主による2020年6月下旬開催予定の当社第119回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における**全ての株主提案**（以下総称して「本株主提案」といいます。）について、**反対の意見表明を行う旨を決議いたしました**。その詳細を下記のとおりお知らせいたしますとともに、当社監査等委員会からも、当社取締役会と同様に、本臨時株主総会の全ての付議議案に反対すべきとの見解を受領しております（詳細は別紙をご参照ください。）ので、併せてお知らせいたします。

記

### 1. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の各員数に係る定款一部変更の件

※ なお、具体的な内容は、監査等委員を除く取締役の員数を現在の4名から10名に、監査等委員である取締役の員数を現在の4名から10名に、それぞれ増員するものである。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役6名の選任の件

### 2. 本定時株主総会における株主提案

議案1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

- 議案 2 監査等委員である取締役松藤齊氏及び宇都見友則氏解任の件  
議案 3 監査等委員である取締役 2 名選任の件

### 3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

#### (1) 本株主提案に関する整理

本株主提案は、本臨時株主総会（2020年6月1日開催）において、①当社の取締役会の員数を現在の8名から20名へと急増させ、②本株主が推薦する12名の取締役を選任することを提案するとともに、これらの議案が否決された場合に備え、本定時株主総会（2020年6月下旬開催予定）において、③当社の現任の監査等委員である取締役2名を解任し、④本株主が推薦する6名の取締役を選任することを提案することにより、当社の経営支配権を奪取し、本株主主導の経営体制を構築しようとするものと考えられます。

- ①：本臨時株主総会（2020年6月1日開催）における第1号議案  
②：本臨時株主総会（2020年6月1日開催）における第2号議案、第3号議案  
③：本定時株主総会（2020年6月下旬開催予定）における議案2  
④：本定時株主総会（2020年6月下旬開催予定）における議案1、議案3

#### (2) 本株主（株主提案者）に関する情報

西村 浩氏 保有議決権数 393,845 個（8.86%）  
伸和工業株式会社 保有議決権数 191,992 個（4.32%）

（注）上記保有議決権数及び割合は、2020年3月末日時点のものです。

本株主提案を提出した西村浩氏（同氏は伸和工業株式会社の代表取締役です。）は、現在、インサイダー取引の嫌疑（金融商品取引法違反、同法166条3項）に関して証券取引等監視委員会の犯則調査の対象となっており、今後、課徴金納付命令がなされる可能性や刑事罰が科される可能性があります。

西村浩氏提出の大量保有報告書によると、同氏は、2019年2月14日の株式市場内において、当社株式300万株を売り付けました。一方、当社は、2019年2月14日午後3時（株式市場閉鎖後）に「特別損失の計上に関するお知らせ」及び「配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」と題する適時開示（以下「本件適時開示」といいます。）を行い、2019年3月期第3四半期決算において17億48百万円の特別損失を計上したこと及び同期の配当予想を無配と修正したことについて開示し、その結果、当社株式の株価は、27円/株（同日終値）から17円/株（翌15日始値）まで下落しました。証券取引等監視委員会による犯則調査は、西村氏による同月14日の当社株式の売付けが、本件適時開示の公表前に当社元執行役員から同開示内容を取得して実行されたという、インサイダー取引の嫌疑（以下「本件インサイダー取引の嫌疑」といいます。）に基づいて行われているものであります。

本件インサイダー取引の嫌疑については、既に日本経済新聞（2020年2月19日朝刊）やNHK（同日付けNEWS WEB記事）等の複数の報道機関によって報道されているところであり、これらの報道によると、証券取引等監視委員会は、既に伸和工業株式会社など関係先に対する強制調査を実施したと

のことです。

本件インサイダー取引の嫌疑の真実性については証券取引等監視委員会の調査結果を待って判断されるべきものでありますが、西村浩氏が当社の取締役役に就任した場合、当社経営のリスクが高まると考えられます。この点に関する当社の意見の詳細は、後記（3）⑤記載のとおりです。

### （3）本株主提案に対する反対意見

当社取締役会は、以下の理由により、本臨時株主総会の付議議案である第1号議案～第3号議案、及び本定時株主総会における株主提案である議案1～議案3の全てに**反対**いたします。

また、当社監査等委員会からも、当社取締役会と同様に、本臨時株主総会の全ての付議議案に反対すべきとの見解を受領しております（詳細は別紙をご参照ください。）。

#### ① 会社提案が当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から最良の選択肢であること （本臨時株主総会第1号議案～第3号議案、本定時株主総会議案1～議案3への反対意見）

当社の2020年3月期連結業績は、売上高が前期を上回る約67億円、当期純利益は前期の▲84億円から大幅に改善し約2.4億円の黒字となりました。2020年3月24日に公表した中期経営計画の2022年度連結業績目標（売上高108.7億円、当期純利益13億円）の達成に向け、着実なる第一歩を踏み出したと考えております。また、上記業績向上に伴い、配当額を当初予定どおり1株あたり1円とすることを決定し、今期以降につきましても、経営基盤の安定と収益力の強化に努めつつ、株主還元の一層の拡充を進めてまいります。

このように、直近事業年度において業績回復を達成し、かつ当社グループの一層の発展に向けた中期経営計画達成への着実なる進展が可能となったのは、株主の皆様からのご支援、当社ブランドを愛していただいているお客さま、取引先の皆様のご協力、全従業員の努力と研鑽といったステークホルダーからの支えに加え、現体制が一丸となって、経営に励んだ成果であると考えております。

そして、当社取締役会は、事業ポートフォリオの変遷や業績回復に一定の目途が立ったこと等による更なる経営強化のあり方を熟慮し、かつ、後記②のとおり、当社の指名・報酬委員会の答申を踏まえた結果として、本定時株主総会後に新経営体制へと移行することを決議いたしました。具体的には、本日付「代表取締役の異動及び役員人事に関するお知らせ」のとおり、本定時株主総会最終時をもって代表取締役社長の田端正人氏が退任し、監査等委員でない取締役候補者4名（ドミニク・ヘンダーソン氏、飯田光晴氏、トーマス・R・ゼンゲージ氏、トシヤ・ジャスティン・クロダ氏）の選任に係る議案（以下「会社提案」といいます。）を本定時株主総会に上程する予定です。

会社提案をご承認いただいた場合、当社の取締役会の構成は、監査等委員でない取締役4名（うち2名が独立社外取締役）、監査等委員である取締役4名（いずれも独立社外取締役）という構成になります。当社取締役会といたしましては、持続的な成長戦略の推進と株主還元の強化を実現できる将来性に鑑み、現体制の中核メンバーが引き続き当社の取締役会を組織する会社提案が、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から最良な選択肢であると判断しております。

(ご参考) 会社提案を前提とした取締役会の構成 (2020年6月下旬定時株主総会以降の予定)  
取締役候補者・監査等委員が有している能力は以下のとおりです。

| 氏名             |               | 掌握分野                    | 企業経営     | 営業<br>マーケティング | 財務 金融<br>ファイナ<br>ンス | 法務<br>税務 会計 | I R<br>ESG SDGs | グローバ<br>ル経験 |
|----------------|---------------|-------------------------|----------|---------------|---------------------|-------------|-----------------|-------------|
| ドミニク・ヘンダーソン    |               | 海外事業<br>再生可能エネ<br>ルギー事業 | ●        | ●             | ●                   |             |                 | ●           |
| 飯田 光晴          |               | 不動産事業                   |          | ●             |                     |             |                 |             |
| トーマス・R・ゼンゲージ   | 独立社外          |                         | ●<br>MBA | ●             |                     |             | ●               | ●           |
| トシヤ・ジャスティン・クロダ | 独立社外          |                         | ●<br>MBA | ●             | ●                   | ●<br>弁護士※1  |                 | ●           |
| 築島 秋雄          | 独立社外<br>監査等委員 | -                       |          |               | ●                   | ●<br>税理士    |                 |             |
| 市川 祐生          | 独立社外<br>監査等委員 | -                       |          |               |                     | ●<br>弁護士※2  |                 | ●           |
| 松藤 斉           | 独立社外<br>監査等委員 | -                       |          |               |                     | ●<br>公認会計士  |                 | ●           |
| 宇都見 友則         | 独立社外<br>監査等委員 | -                       |          |               |                     | ●<br>公認会計士  | ●               |             |

※1 トシヤ・ジャスティン・クロダ氏は、米国ニューヨーク州弁護士です。

※2 市川祐生氏は、弁護士兼米国ニューヨーク州弁護士です。

## ② 会社提案及び本株主提案が公正性・透明性・客観性の確保されたプロセスのもとで検討・審議されたこと

### (本臨時株主総会第1号議案～第3号議案、本定時株主総会議案1～議案3への反対意見)

当社は、株主からの経営の委任に応えその職務と責任を全うできる者、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる者、当社グループの歴史・企業文化・社員特性等のほか、当社グループの置かれた経営環境・競合の動向等をよく理解している者の中から、当社の取締役としてふさわしい人物を取締役候補者とするとしております。具体的には、監査等委員でない取締役については、当社グループの経営に有益な高い見識・豊富な経験を有していることに加え、時代の動向や市場の変化を的確に捉え、取締役会において、専門とする事業・分野からの客観的な意見を全社的な見地に立ち発言できるかなどを総合的に勘案し、候補者の指名を行っております。また、監査等委員である取締役については、監査等委員の職務を遂行する上で必要な高い見識・豊富な経験を有していること、特に社外取締役である者については企業経営・法律・税務・財務会計・リスク管理等の分野に関する知見及び豊富な経験を有していることに加え、中立な立場から客観的に取締役の職務執行を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できるかなどを総合的に

判断し、候補者の指名を行っております（詳細につきましては、当社公式ホームページ（<http://www.prospectjapan.co.jp/>）をご覧ください。）。

そして、当社は、取締役会の構成についての考え方、取締役の選任及び解任に関する事項等について、手続の公正性・透明性・客観性を確保するため、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しており、取締役会は、具体的な取締役候補者の選定に当たり、指名・報酬委員会の答申を尊重して決定することとしております。

会社提案は、以上の考え方に従い、指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役会が決定したものであり、取締役会は、前記①記載の当社の現状に鑑みて、以下の理由により、会社提案こそが、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、最良の選択肢であると判断いたしました。

- I 会社提案の監査等委員でない取締役候補者は、コーポレート・ガバナンス、グローバル事業、再生可能エネルギー事業、不動産事業、金融証券分野、IR/ESG 分野等において多様な知見及び経験を有しており、国内と海外で様々な事業を展開する当社の事業環境や経営上の課題等に適合する人材であること。
- II 当社の監査等委員である取締役は、財務・会計・税務・法務に関する専門的な知見・経験を有する者により構成されており、かつ、いずれも独立社外取締役であって、中立的・客観的な視点による実効性のある監査を行い得る人材であり、その構成に変更の必要がないこと。
- III 会社提案の取締役会の構成は、その規模、多様性、社外取締役の比率（8名中6名）等の点で、適切かつ高度な水準であること。

他方、当社は、本株主提案の監査等委員でない取締役候補者及び監査等委員である取締役候補者についても、候補者の略歴、当社の取締役会の構成における役割等の観点から、指名・報酬委員会において審議の上、その答申を尊重しつつ取締役会において審議を行いました。その結果、取締役会は後記③ないし⑦記載の理由から、当社が提案する監査等委員でない取締役候補者でもある飯田光晴氏を除き、本株主提案の取締役候補者を取締役に選任することは適切でないと判断いたしました。

- ③ 本株主提案の理由は、その前提とする事実や当社の業績に対する評価について、多数の誤りが含まれているなど、その内容が不合理であること

（本臨時株主総会第1号議案～第3号議案、本定時株主総会議案1～議案3への反対意見）

本定時株主総会に係る株主提案書（以下「本株主提案書」といいます。）は、当社の業績について、本業の儲けを示す営業損益自体が近年大幅に減少しており、企業価値が急速に毀損している状況にあるとしています。しかしながら、当社の業績は、主に当期純損益を基準に判断されるべきであり、本提案株主による当社の業績に対する評価は誤りです。

当社は、出資ないし融資の方法により、海外不動産事業を展開しているところ、同事業の収益は

「営業外収益」として現れます。また、当社は、再生可能エネルギー事業として、太陽光発電による電気の販売及び発電所の開発、バイオマス発電関連事業等を行っているところ、このうち開発した発電所の売却時の収益は、「特別利益」として現れます。このように、当社の収益力は、営業損益のみでは測りきれないものであり、実際、当社の取引金融機関を含むステークホルダーの皆様からは、そのような観点で当社の業績を評価していただいております。

このような観点から当社の業績を評価した場合、2018年3月期の業績は黒字であったのであり、また、2019年3月期に株式市場の環境悪化による保有有価証券の評価額下落を要因として一時的に大幅な赤字に陥りましたが、これはキャッシュアウト（支出）を伴わない会計上の「評価・見積」による損失計上であり、当社の事業との関係では、当時の体制による事業活動の結果、収益基盤の多様化及び強化に成功し、企業価値拡大には大きく貢献いたしました。その結果として、前記①のとおり、2020年3月期は業績を大幅に回復させております。

したがって、当社の企業価値が、近年、急速に毀損しているなどということはありません。

また、本株主提案書において、本株主は、当社の中期経営計画について、抽象的な内容にとどまり、具体的な施策は何ら打ち出されていないと述べております。しかしながら、当社が公表した2021年3月期を初年度とする3ヵ年の「中期経営計画 Strategy & Action」は、「持続性の強化」と「収益性の改善」を柱に掲げ、事業部門ごとの課題・対策・方針を明確にし、当社の成長路線を牽引するものとなっております、抽象的な内容にとどまるものなどではありません。

そもそも、本株主提案書において、本株主は、当社の業績に対する上記のような誤った理解を前提に、経営陣の刷新が必要である、と繰り返し述べるにとどまり、企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、何ら具体的な経営戦略が示されておられません。本来、経営陣の刷新を目的とする株主提案においては、具体的な企業価値及び株主共同の利益向上策が示されるべきですが、本株主提案書においてはそのような記載がなく、本提案株主及び本提案株主の提案する取締役候補者は、当社の持続的な企業価値及び株主共同の利益向上のため明確な施策を有していないものと判断せざるを得ません。

したがって、前記①記載のとおり、当社の今後の成長を一層加速させるためには、当社の提案する新経営体制のもと、現経営体制の築いた基盤を引き継ぎつつも、中断のない新たな取組みを実施していくことが必要不可欠であり、仮に本株主提案に基づき当社の経営陣が刷新された場合、当社の経営に無用の混乱をきたすとともに、当社がこれまで構築してきた、当社グループ従業員、お客さま、金融機関及び取引先等を含めたステークホルダーとの間の信頼関係が損なわれ、その結果、当社の今後の成長が妨げられるおそれが高いといわざるを得ません。

#### ④ 当社監査等委員である取締役が解任される理由は一切存在しないこと

(本定時株主総会議案2及び議案3への反対意見)

本株主提案書において、本株主は、監査等委員である取締役について、松藤斉氏及び宇都見友則氏を任期途中であえて解任した上で、新たに泉信彦氏及び浅野樹美氏を選任することを提案してお

ります。しかしながら、松藤斉氏及び宇都見友則氏は、いずれも公認会計士資格を有しており、財務・会計に関する専門的な知見・経験を有する者による監督機能を強化する観点から、当社第118期定時株主総会において、株主の皆様より、当社の監査等委員である取締役としてご信任をいただきました。そして、松藤斉氏及び宇都見友則氏は、当社取締役会において積極的に発言するなど、当社の監査等委員である取締役として適切に職務を行っており、何ら解任すべき事由はありません。

本株主は、松藤斉氏及び宇都見友則氏を解任する理由として、同氏らが会社経営に関与した経験がないことを挙げておりますが、松藤斉氏及び宇都見友則氏には、監査等委員である取締役として、財務・会計に関する専門的な知見・経験に基づく監督が期待されているのであり、本提案株主の主張はその機能の無理解に基づくものといわざるを得ません。

なお、本株主は、監査等委員である取締役として、松藤斉氏及び宇都見友則氏に代わり、泉信彦氏及び浅野樹美氏を選任することを提案しております。しかしながら、泉信彦氏は藤澤信義氏が支配するジャパンポケット株式会社の顧問を務めており、浅野樹美氏は藤澤信義氏が代表取締役会長を務めるJトラスト株式会社及びそのグループ会社の役職員として長年従事していることから、泉信彦氏及び浅野樹美氏が、監査等委員である取締役として藤澤氏を含む経営陣による業務執行を適切に監督することは全く期待できません。加えて、本株主は、本臨時株主総会の付議議案において、泉信彦氏を監査等委員でない取締役候補者とし、浅野樹美氏に至ってはそもそも取締役候補者としておらず、本株主が両氏に藤澤氏を含む経営陣による業務執行を適切に監督することができるものとして真摯に提案しているとはおよそ考えられません。

⑤ 西村浩氏が当社の取締役に就任した場合、当社経営のリスクが高まると考えられること  
(本臨時株主総会第2号議案、本定時株主総会議案1への反対意見)

西村浩氏に対する本件インサイダー取引の嫌疑（前記（2）参照）について証券取引等監視委員会による調査が行われていることは、仮に同氏が当社取締役を務めることになった場合に、当社にとって大きなリスクとなります。

本件インサイダー取引の嫌疑が真実であると同委員会が判断した場合、同氏に対しては、課徴金納付命令（金融商品取引法175条1項）がなされ、更には、刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金若しくはその併科。同法197条の2第13号）が科される可能性があります。そして、同氏に刑事罰が科された場合、当該事情は取締役の欠格事由に該当しますので（会社法331条1項3号）、同氏は当社取締役を続けることはできませんし、課徴金納付命令を受けるにとどまったとしても当社取締役を続けるべきでないことは明らかなです。万が一、このような事態になった場合には、単に取締役が1名欠けることになるということのみならず、上場会社としてのコンプライアンス体制やコーポレート・ガバナンスにつき、ステークホルダーの皆様より重大な疑念を抱かれることとなり、ひいては事業の継続にも著しい悪影響が及び、当社の企業価値を毀損することになるおそれがあります。

もとより本件インサイダー取引の嫌疑の真実性については証券取引等監視委員会の調査結果を待って判断されるべきものでありますが、同氏において、同委員会の調査結果によっては当社取締

役を任期途中で退任しなければならない可能性があることは、それ自体が、同氏が当社取締役就任することの大きなリスクであることは明らかであって、そのような者を取締役に選任する議案については到底賛同できません。

また、西村浩氏につきましては、当社の秘密情報を当社の元執行役員から不正に取得していた事実、具体的には、2019年2月から6月にかけて、I当社の会社買収に係る情報、II定時株主総会の運営に係る未公表の情報、III公表前の株主一覧表、IV当社が手掛ける太陽光発電事業の概要をまとめた一覧表等の当社の秘密情報を、当社の元執行役員から不正に取得していたことが明らかになっています。このような同氏の行動を踏まえますと、仮に同氏が取締役となった場合、当社の情報を悪用し、当社及び株主共通の利益を犠牲にして自己の利益を図るおそれが高いと考えられますし、同氏が選定した取締役候補者（監査等委員である取締役を含む）が同氏の当該行為を止めるとは到底考えられません。上場会社としてのコンプライアンスの観点から、当社に不利益になるような不正な行為に及んだ者及びそのような者による当社の価値を毀損する行為を止めることが期待できない者を取締役に選任するという点については、到底賛同できません。

なお、西村浩氏は、その大量保有報告書によると、本定時株主総会において同氏及び藤澤信義氏を取締役として選任することを含む本株主提案が可決されることを停止条件として、藤澤信義氏が代表取締役を務めるNLHD株式会社に対し、本株主の保有する株式を全株（ただし、上記大量保有報告提出時の保有株式数を上限）譲渡する譲渡契約を締結しています。このことは、仮に本株主提案が可決され、本株主の目指す経営陣の交代がなされた場合、本株主の保有株式数はゼロとなることが想定されていることを意味します。本株主と藤澤信義氏との間でどのような合意がなされているのか、その詳細は明らかではありませんが、筆頭株主であった大株主が取締役に就任すると同時にその保有株式をすべて譲渡するというのは、真摯に取締役として株主の皆様のための経営を行う意図がないことを疑わせるに十分な状況であります。

#### ⑥ 取締役を合計20名へと急増させる必要がないことは明らかであること

##### (本臨時株主総会第1号議案への反対意見)

本株主提案は、当社の定款を変更の上、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役をそれぞれ6名ずつ追加選任し、当社の取締役を合計20名へと急増させることを目的としております。

しかしながら、当社の現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役はそれぞれ4名（合計8名）であり、当社の従業員は40名程度であることを勘案すると、当社の規模からして20名の取締役を選任することは明らかに過大であるといえます。

また、2019年6月に東京証券取引所より公表された「コーポレート・ガバナンス白書2019」によりますと、当社が上場する東証第二部市場における取締役の平均人数は7.77人となっており、当該統計等を踏まえたコーポレート・ガバナンスの観点からみましても当社の現在の取締役員数（8名）は適切な水準といえます。

したがって、本株主による主張は、当社の企業価値、株主価値の向上を目的としたものであると



は到底考えられず、経営支配権の奪取のみを目的とした、極めて恣意的なものであると判断せざるを得ません。

⑦ **本株主提案は、西村浩氏によって極めて不適切な手続に沿って行われていること**  
**(本臨時株主総会第1号議案～第3号議案への反対意見)**

当社は、2019年11月1日に、本株主から臨時株主総会の招集請求を受領いただきましたが、当社からの再三の要請にもかかわらず、本株主から具体的な取締役候補者は一向に明らかにされませんでした。結局、本株主が当社に対して具体的な取締役候補者を明らかにしたのは、当初請求から約半年間が経過した2020年4月23日であり、しかも、当社は、本株主から、株主総会参考書類に当社取締役会としての意見を記載することを希望する場合には翌24日までに当該意見を明らかにするよう求められました。

取締役会が株主の提案する議案をどのように捉えているかという情報は、株主の皆様が意思決定をする上で極めて重要な情報であるにもかかわらず、当社取締役会に対しわずか1日という限られた検討時間しか与えようとしない本株主の姿勢は、当社のその他の株主の皆様の利益を軽視するものにほかならず、このような観点からも、本株主提案が当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から行われたものといえないことは明らかです。

以上のとおり、仮に本株主提案が可決された場合、当社の経営は本株主による独断的な経営に委ねられることになり、当社株主の皆様をはじめ、当社がこれまで構築してきた、お客さま、グループ従業員、金融機関及び取引先等を含めたステークホルダーとの間の信頼関係が損なわれ、当社の今後の成長が妨げられるおそれが高いといわざるを得ません。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

なお、末尾ながら付言いたしますと、当社取締役会は、新型コロナウイルス感染リスクを避けるために、3月期決算の上場会社各社が定時株主総会の延期や開催規模の縮小等を真摯に検討している中で、定時株主総会と同月という極めて近接した時期に臨時株主総会を開催することの必要性・妥当性について、重大な疑問を有しております。本臨時株主総会における本株主の付議議案及び本定時株主総会における株主提案は、取締役の入替えを目的としている点で共通であり、当社は、本臨時株主総会を開催する必要性が乏しいこと等について、本株主に対して繰り返し主張してまいりました。むしろ、当社としては、裁判所が臨時株主総会招集の許可をした以上、これに従わざるを得ませんし、招集した本株主に対しても、株主の皆様の安全を第一に考えた万全の策を講じるよう働きかける所存であります。しかしながら、感染拡大防止に向けて社会が一丸となって対応している現在の社会情勢において、法定の権利行使であるとして本臨時株主総会の招集を強行する本株主及びその推薦する候補者が、当社の経営陣となることがふさわしいかについては、株主の皆様に適切にご判断を賜りたいと存じます。

以上

【別紙】

当社株主招集にかかる臨時株主総会の付議議案についての監査等委員会意見

令和2年5月15日

株式会社プロスペクト 監査等委員会

委員長 築 島 秋 雄

委員 市 川 祐 生

委員 松 藤 齊

委員 宇都見 友 則

当社株主である伸和工業株式会社及び西村浩氏の招集にかかる臨時株主総会の付議議案（第1号議案乃至第3号議案。以下「本議案」という）について、当委員会において協議し、その結果、当委員会全員一致にて以下の結論に至りましたので、その旨上申致します。

**監査等委員会意見：**本議案に反対する。

**反対の理由：**当社はコーポレートガバナンスの強化を志向して昨年の定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役をそれぞれ定員4名とする定款変更をしたうえで、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役4名、合計8名が取締役として信任を得ました。取締役8名の過半数である5名が社外取締役であり、また、監査等委員は全員が公認会計士、税理士又は弁護士資格を有する社外取締役であって、当社のコーポレートガバナンス体制は既に整っております。実際、取締役会においては社外取締役（監査等委員である取締役4名を含みます）から活発に質疑や意見表明がなされ、また、監査等委員会においても委員それぞれの知見も踏まえて当社経営全般を常にクリティカルに検証しているところであり、現在の当社においては十分にコーポレートガバナンスが働いていると自負しております。

しかしながら、本議案は、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役をそれぞれ6名増員して定員を各10名、合計20名とする定款変更をしたうえで、上記株主の意を受けた取締役12名を追加して選任するものであり、コーポレートガバナンスが働いている現在の体制からは不要であるというに留まらず、取締役会及び監査等委員会において上記株主の側で過半数を占めようという意図に出ていることが明らかであり、経営方針の決定や業務執行に当たり上記株主の影響を強く受け、少数株主の利益よりも上記株主の利益が優先される可能性がある点で、コーポレートガバナンスにとってはむしろ有害であると言わざるを得ません。殊に、監査等委員でない取締役からの独立が求められる監査等委員会が特定の監査等委員でない取締役ないし特定の株主の意を汲んだ委員によって過半数を占められることになれば、会社経営に対する監査監督が適切に行われなくなることが予想され、監査等委員会が機能しなくなってしまう危険があると思料します。

以上の理由により当委員会は本議案に反対します。

以上